

3 消費税（増収分）の使い道

消費税引き上げによる増収分は、①幼児教育・保育の無償化などの「子ども・子育て」、②所得の低い高齢者の介護保険料の軽減などの「介護」、③「医療」、④「年金」の4分野に、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われています。

本市の令和4年度当初予算における消費税引き上げによる地方消費税交付金の増収分のうち、社会保障財源分は約40億円となっており、この財源は主に次の事業の一部に使われます。

子ども・子育て分野

○子ども・子育て支援の充実	
・施設型・地域型保育給付事業	52億5,321万円
・幼児教育・保育無償化事業	18億8,750万円
・放課後児童クラブ維持管理運営事業	2億4,867万円
・地域子育て支援センター事業	5,103万円
・病児・病後児保育事業	7,046万円

医療・介護分野

○国民健康保険事業	26億2,755万円
・低所得者保険料軽減措置	
・国民健康保険への財政支援	
○介護保険事業	42億4,192万円
・低所得者保険料軽減措置	
・介護保険への財政支援	
○難病・小児慢性特定疾患への対応	
・小児慢性特定疾患対策事業	6,127万円
・難病患者等地域支援対策事業	87万円